

島原の乱と徳島藩

板東英雄

はじめに

寛永十四年（一六三七）十月から寛永十五年二月にかけて起こった島原の乱は、その後の公儀のキリシタン政策や交易政策、さらには公儀の対外政策となる鎖国体制に多大な影響を与えたとされる。島原の乱については領主の過酷な収奪に堪えかねた百姓一揆、キリスト教徒が起こした宗門一揆、さらに両方の性格を持つ一揆など、さまざまな性格が指摘されている。『阿淡年表秘録』の中でも「十月（寛永十四年）肥前国嶋原切支丹一揆蜂起」と宗門一揆としての記載や「嶋原一揆」、「天草一揆蜂起」と百姓一揆としての記述が見られる。但し、結果として島原の乱後、禁教政策は一層強化され、キリシタン厳禁政策は明治の初め（六年）まで繋がっていった。

この島原の乱の時、徳島藩も加勢を命じられ準備に取りかかるが、出陣間近で中止となった事はよく知られている。徳島県第三巻「島原の乱と徳島藩」において、寛永十五年二月二日藩主忠英は島原への加勢を命じられ、同五日江戸発駕、同十六日には帰国し準備に取りかかるが、二十七日乱鎮圧の知らせを受け中止となったこと、家老池田山城守の指示を受け、上使・板倉内膳守らの護送に森志摩守（水軍）が貢献したことなどが記されている。また、近年刊行された『徳島市史』第六巻「徳島藩の軍事力」のなかで島原の乱加勢のため、調べられた蜂須賀家の「備え」が紹介されている^③。さらに先頃、リニューアルオープンした県立博物館の「近世の徳島」のコーナーにおいて、「徳島藩

と島原の乱」が新しく設けられ、藩主忠英から家老への書状が展示され徳島藩と島原の乱との関係が紹介されている^④。これらの事から徳島藩と島原の乱の関係は少なからず判明するが、より具体的な説明は、今後の研究をまたねばならない^⑤。

しかし一方で島原の乱関係の史料としては『蜂須賀家文書』（国文学研究史料館）の中に「御備図」「島原御本陣人数書」や家老・長谷川近江^⑥が記した「御坐備愚考」・「島原御陣御旗本座備略図」など多くの資料が残っており、「徴古雑抄」にも「島原陣締（御）備」などの史料が記載されている。また、徳島県立文書館には「島原陣御備」（阿波国文庫印）が所蔵されており、参陣する家臣を始め、武具用具、「備」の様子など多くの内容を知ることができる^⑧。

小稿は従来成果をふまえながら、新たに紹介された史料等を活用し、島原の乱に対する徳島藩の対応から島原の乱が藩政に及ぼした意義を考察せんとするものである。

一 島原の乱後のキリシタン禁制の展開

(1) 公儀における禁令強化

島原の乱後、公儀のキリシタン禁制は一段と厳しくなったとされる。今、『御触書寛保集成』から禁令の動きを追ってみると、島原の乱が起こる前、寛永十二年（一六三五）九月二十日の御触には、「一伴天連并きりしたん宗旨之儀、從此以前、雖為御制禁、至于今無断絶様被聞召之間、弥領内并面々家中急度相改、自然右之宗門於有之は捕

置、可致言上之」とキリシタン及び宗旨の撲滅は「上意之趣」であるとして改め、報告することを命じ、キリシタン禁制に強い決意で臨む姿勢を示している⁹。このキリシタンに対する厳しい取扱いが進められるなか、寛永十四年十月島原の乱が発生する。乱は翌年二月二七日鎮圧されるが、その後、寛永十五年九月廿日に出された御触には、「一伴天連門徒累年雖為御制禁、無斷絶、此度於九州企惡逆畢、因茲弥諸国相改之、彼宗門有之て致訴人族は、縦同宗門成共、被宥其科、従公儀御褒美可被下之旨被 仰出之」と諸国に於いてキリシタン探索を厳重に行い、キリシタンの訴人については御褒美を与えるとの褒賞制度を活用しながら禁教政策を進めている¹⁰。また同年、老中より江戸出仕の諸大名に対し、「此頃於江戸中餘多改出之間、重て国々其外之面々領内え堅可申付之旨 上意之趣」と取り締まりの強化を命じている¹¹。翌・寛永十六年七月五日には「自今以後、かれかた渡海之儀被停止之畢、此上若差渡にをひてハ破却其船、并乗来者悉可處断罪之旨所被仰出」とポルトガル人の来航禁止と処罰が示され、さらに、寛永十八年五月には在江戸諸大名、近習之面々其他物頭に対し、キリシタン取締りの徹底を命じている¹²。

これら島原の乱以降、寛永期に出されたキリシタン取締りは、「上意之趣」として、また幕藩制国家の原則として、厳しく実施していたことがわかる。

(2) 藩内における禁令強化

一方、公儀の禁教政策が展開されるなか、阿淡両国におけるキリシタン政策は、史料の制約もあり詳細な事はわからない。しかし、寛永末期から正保にかけて多くのキリシタンが発覚していることから取り締まりが進められていたことは想像できる¹³。藩内のキリシタン文書として有名な「祐賀宗門落着留書写」には、寛永十二年九月不慶伴天連穿鑿のため讚州を訪れた長崎奉行（吉利支丹御奉行）榊原飛騨守、仙石大和守ら六人が平島又八郎母・祐賀（不慶妹）を取り調べようとし

たことが記されている¹⁴。この寛永十二年は公儀から「上意之趣」として、キリシタン改めが命じられた時であり、奉行の動向から、畿内周辺でキリシタン探索が行われていたことが推測される。また、寛永十六年十月には那東郡和田島村（現小松島市）で「吉利支丹御改」が行われ、村内でキリシタン探索が進められている¹⁵。なお藩主忠英は、島原の乱後の寛永十七年（一六四〇）長崎に派遣される上使・加賀爪民部（大目付）、野々山新兵衛から「上意有之」と「御達」をうけ、七月三日播州室津まで出向している。そして改めて、キリシタン取り締まりが命じられ、淡州浦々に禁令を出している¹⁶。この室津での「上意」の真意は定かではないが、その後の対応から、藩のキリシタン政策と深く関係していると考えられる。また、寛永十八年（一六四一）三月

【史料一】 家老から老中に渡された禁令

寛
一キリシタン宗門之義累年就御制禁度々雖相改候猶以遂穿鑿
寛永拾老年以来誓紙不仕者候ハ、別紙前書之通可申付事
一侍分且那寺相頼候刻何時も双方各
兩人方へ可申理事
一徳島侍分ハ兩人かた々直ニ可申触候付
旅人牢人ニ当座之宿を借シ候共宗門
改させ兩人方へ書付を取可申事
一弓鉄炮其外取次之者共ニハ右改之義頭中へ
可申渡事
一面々召使候男女奉公人之義、其主人
可相改事
一毎年暮ニ右改之趣可申上事
右条々為 御意如件
正保三年七月廿五日
佐渡大膳殿 賀島長門 書判
林 伯耆殿 長谷川越前 書判

徳島藩独自の駅路寺に出された定書には「一当寺之儀為往還一宿令建立此節従公儀きりしたん之族御禁制候条不依何者疑敷者一宿被仕儀堅停止之事」と、キリシタンを始め疑わしき人物を泊めてはならないとしている。しかし、この定書にはこれ以外にキリシタンについては記していないため、藩のキリシタン取締の実態はわからない¹⁷。しかしその後、正保三年（一六四六）七月、家老賀島長門、長

谷川越前から中老佐渡大膳、林伯耆に出された「覚」(史料一)にはキリシタン探索を命じるとともに、寛永十一年以後「誓詞」を終えていない者は早く終えること、「侍分」は旦那寺を決め宗門奉行に報告をすること、「弓御鉄砲其外取次之者」の宗門改は頭に任ずること、「奉公人」については主人が行うことなど、キリシタン対策の具体例が示されている。また、慶安元年(一六四八)十一月家老から町奉行寺澤式部に渡された「覚」には「一従 公儀常々御法度之切支丹宗門之儀、度々雖相触猶以弥聞出於告来ハ、御褒美可被下候条、可相守此旨事」と示され、褒賞制度を活用しキリシタン探索の徹底を命じている。さらに「綱矩様御代 郡方記録五冊」と「忠英・光隆直仕置御判物書附」の明暦二年(一六五六)五月十一日付けの「覚」にも町奉行に渡されたのと同じ「覚」が記され、藩内全域でキリシタン取締りが行われている。

二 島原の乱について

(1) 『先手左右島原御陣御備組定帳 乾』と

『阿淡年表秘録』に見る島原の乱

島原の乱については、家老・長谷川近江が寛政二年(一七九〇)七月に著した「先手左右島原御陣御備組定帳 乾」のなかでその経緯が簡潔に記されている。(史料二)⁽²²⁾それによると、家光治世の寛永時代(寛永一四年)、キリシタン宗門の者が有馬の古城に「楯籠」したため江戸より板倉内膳正・石谷十蔵を派遣するがなかなか落城しなかつたこと、隣国の諸大名、黒田・細川・鍋島らが駆けつけたこと、先に派遣されていた板倉内膳正は、松平伊豆守らの派遣を聞き、翌年(寛永十五年)正月攻撃を仕掛け戦死したこと、中四国の諸大名に「御手当」が命じられたこと、藩主忠英には正月廿八日に加勢が命じられ「二月二日江府 御発駕、同十五日御帰国」となり、「阿淡之諸士御備組定法」により出陣の準備に取りかかるが、「逆徒就テ没落相鎮」の結

【史料二】長谷川近江が記した島原の乱

十四丑年十月將軍
家光公御寛永治世肥前國於嶋原吉利支丹宗門一揆徒党右領有馬之古城楯籠、因茲城主松倉長門守同右近并從闕東為御代官板倉内膳正、御目附石谷十蔵雖被指向、逆徒堅固楯籠落城就遲滯、同國隣國之諸大名、黒田・細川・鍋島・有馬・立花始其外無受 命而被駭向、重而為御代官松平伊豆守、御目付戸田左門島原下向之趣相聞、翌十五戌寅年正月之朝、板倉遂戰死、猶重中国西國之大名為御手当被 仰付、此時正月廿八日忠英公被為蒙 嚴命二月二日江府 御發駕、同十五日御帰國阿淡之諸士御備組定法令相極可有御進発之處、逆徒就テ没落相鎮復有 嚴命而御出馬被為 止之 ــــــــــــــــ後略ــــــــــــــــ

一四年十月森志摩守(甚五兵衛)が、「島原一揆二付為上使板倉内膳正(守)重昌殿、石谷十蔵殿嶋原へ下向二付大坂より肥前迄取渡御用被仰付」と上使板倉重昌、石谷十蔵を肥前まで送るよう命じられたこと、松平伊豆守の派遣時にも「同断相勸」と肥前まで護送したことが記されている。また翌年正月、池田山城守の「上使島原下向之刻役船指出候様」との「御達」の対応に対し、「早速船配相整都合宜有之候」とのお褒めを戴き、その後、老中へ「御礼」を申上げるべく江戸へ出向いたこと、さらに出陣が近づいた二月には藩主に「御先手乗船」が命じられ、水軍総師である森志摩守に「御先手」を命じたことなどが記されている。水軍にまつわるこれらのことは、「感状」を頂いた大坂の陣以来、藩の水軍が公儀から多大は評価を得ていた事と少なからず関係していたと思われる。

また、この島原の乱に際し、藩内の一部の者が派遣されたことも紹介されている。「御使番役」であった前田助左衛門は、寛永十四年十月上使板倉内膳守が派遣された島原一揆のおり「御附使者」として活躍し、帰国後は御鉄砲壱組を預かり、高百石を加増されている。⁽²³⁾さらに助左衛門から「抜群之働」をした足軽・鈴木吉左衛門、岩佐長兵衛、

果、出陣は中止に至ったことなど、島原の乱勃発後の藩内外の動きを簡潔に記している。また『阿淡年表秘録』にも「十月肥前國嶋原切支丹一揆蜂起」と記され、その後の対応が記載されている。⁽²³⁾具体的には、寛永

寺尾六之丞、岸吉大夫については「御取立被下候様ニ」と願いが出され四人はその後「御徒士」に召出されている。また松平伊豆守の島原への「御下向」に際しては、御使番・前田助左衛門の外に御鉄砲頭・太田九郎右衛門、副使・小野十左衛門、治田五郎左衛門、前野徳兵衛、西堀弥左衛門ら五名が御附使者として派遣されている。この派遣は直接戦にかかわるものではないが、その後の藩の出陣の先導的役割を担っていたものと思われる。

さらに出陣に先立ち同月(二月)二十七日、西尾左京に対して五百石加増の上、御持筒一組と、「黒塗小札紺糸織御具足」「唐冠御胄」を与え、「御出陣ニ付御床机代」を命じ、ここに島原加勢への準備は着々と調べていった。しかし、二月二十七日突如、「一揆退治」の知らせが届き、加勢は中止に至っている。

これら一連の取り組みからは、キリシタン問題を重視する公儀の命を受け、藩主をはじめ家臣らが積極的に事態に対応していることがわかる。それはその後の幕藩体制国家が進めるキリシタン対策の先駆けを示す様にも思われる。

(2) 二代藩主忠英の書状に見る島原の乱

大坂は豊臣氏の滅亡後、公儀の直轄領となり大坂城代を中心とする西国支配の拠点となるが、その大坂方へ、寛永十四年十一月四日、府内目付林勝正・牧野成純から書状(十月晦日付け)が届いている²⁵⁾。そこには「松倉長門守居嶋原火事出来仕り、在郷も端々焼、其上鉄炮之音も仕由」と島原の乱一報が認められていた。これに対し十一月九日大坂城代阿部正次・大坂西町奉行曾我又左衛門・京都所司代板倉重宗等は、府内目付・九州諸大名に対し乱鎮庄を命じている²⁶⁾。

この状況下の徳島藩の動きについて、徳島県立博物館で新たに紹介された藩主忠英から家老池田山城への書状(十一月十五日付け)には、幕府の要求に応じるため船の手配や人材の招集など、慌ただしい様子が記されている。これによると先に述べた前田助左衛門(御使番役)

を一刻もはやく「出船」するよう命じるとともに、「あま草きり志たんあつまり罷居候」との注進をうけ一揆鎮庄軍が派遣されたこと、天草の隣国ではキリシタン対応策として「宗門改」など「在所仕置」を行うため藩主が帰藩していることなどが記されている²⁸⁾。また、「追々上使衆被遣義も可有之候之間、大坂まで船被指上せ可申候」と上使派遣に備え、大坂まで船を上らせることや国元でも舟の準備をするこ

と、必要とする舟数は「注文別紙」(史料三)にて送るとしている。さらに北泊の高木善二郎にも来ることを要請し、替わりの者を北泊に派遣するよう命じている。この善二郎の派遣要請はおそらく藩主の信頼が厚く船の操縦に熟知し、船頭たちのまとめ役として期待されていた³⁰⁾と思われる。その他、船中で必要な道具を調べておくこと、上使の「陣入」を始めいかなる事態にも対応するため「彼表」に船を待たせておくこと、上使の指示に對しては「如何躰にも御指図次第」に従うこと、などが記されている。また大坂への船派遣については、大坂西町奉行・曾

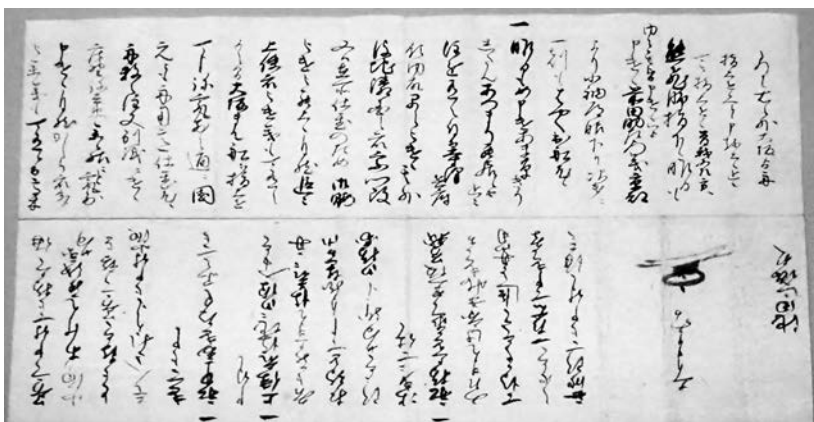


写真1 藩主忠英から家老池田山城への書状

我又左に書状にて伝え、さらに船派遣の要請があれば従うことも「内々」に伝えられている。なお、寛永十五年正月の「最新残置候船之内、追々上使衆并今度御暇之衆へ渡シ候船数之覚」には、上使などの渡海のため、大坂に五十三艘の関船(六十六丁立より拾六丁立まで)を繋ぎ留めて置くと、土井大炊守ら老中に報告している。この内、松平阿波守(徳島藩)は関船二十一艘(六十六丁立より三十四丁立まで)と他藩より多く、大型船であることがわかる。

以上、藩主忠英から家老池田山城に出されたこの書状には、島原の乱後の九州諸藩の緊張した様子や出船の準備で慌ただしい藩内の状況、さらには公儀の命に従うことなどが記されている。従来の研究では藩主のこの乱への積極的な関わりはあまり触れておらず、藩主の果たした役割も不明であった。しかしこの書状から見ると、藩主の指示し、担当者を集めるなど俊敏な対応が見られる。ここからはキリシタン厳禁政策のみならず、公儀の方針に追隨する藩主の姿勢を見ることができるといえる。なお、

「藩士譜」によると、手紙に記された前田助衛門と高木善二郎は共に藩主と個人的な繋がりがある人物である。前田助衛門は家督相続後「御使番役」を命じられ、藩主側近として活躍し、以前から密接な関係があった。また先に記した高木善二郎も「峻徳院様、興源院様、峻徳院様御

【史料三】 船之注文

一 壹艘	住吉丸	高木善二郎
一 貳艘	拾式端	庄野弥兵衛此外上乘入候ハ、梶原吉兵衛可被申付候
一 三艘	右三艘者頭衆乗船ニ拵可被申付候	
一 四艘	七端八端之船	
一 五艘	小ばや	
一 六艘	注進舟	
一 七艘	以上	
一 八艘	合拾式艘也	
一 九艘	右之通用意任急度大坂へ可被指上候 不及	
一 十艘	申候へ共舟道具以下相改丈夫二可被申付候	
一 十一艘	右船共二弓鐘鉄炮是又見合にて入可被申候	
一 十二艘	一誰々ノ乗被罷下候共上下共ニ海上無油断慮	
一 十三艘	外なる体無之様ニ堅可被申付候以上	
一 十四艘	霜月十五日	
一 十五艘	池田山城殿	

参勤御帰国之節海上御供無懈怠仕候」と代々の藩主参勤交代に御供するなど腕の確かな信頼の置ける人物であった。両者は極めて藩主と密な関係にあり信頼の置ける人物であったと思える。また、「藩士譜」には載っていないが手紙の中のもう一人、庄野弥兵衛も「庄野弥兵衛此外上乘入候ハ、」と記されていることから船を取り仕切る信頼できる人物でないかと思われる。いずれにしても公儀からの島原陣へ上使派遣の命は、藩及び藩主に取って失敗が許されない重大な事態であり、信頼がおける船の扱いに精通する彼ら呼び寄せたと思われる。

三 島原の乱と「備」

(1) 「島原陣御備」に見る「備」

島原の乱、加勢のための徳島藩の「備」については、徳島市史第六巻「戦争・治安・災害編」第二節徳島藩の軍事力のなかで、実践的な部隊の配置を示す「御備図」を示し紹介されている。

一方、徳島県立文書館所蔵史料の中にも島原の乱加勢のため整えられた「島原陣御備」がある。(図一「島原陣御旗本座備略図」参照) 藩の「備」は右備左備の二列で編成される。先手を勤める鉄砲隊の右備は鉄砲二五四丁(この内一七挺は鉄砲頭自分出役鉄砲、九七挺は小姓分鉄砲、残り一四〇挺は本足軽)、組頭は樋口茂兵衛(下侍一騎召連)外七名、これに騎馬士五人(益田内膳組の騎馬士)が加入する。左備は二六〇挺(この内三〇挺は小姓分出役鉄砲、七〇挺は稲田修理預役鉄砲、一五挺は鉄砲頭自分出役鉄砲、残り一四〇挺は本足軽)、組頭は村井三太夫外六名、これに騎馬士六名(稲田修理家来四人、稲田四郎左衛門組の騎馬士二人)が加わる。(組頭の姓名は全て記載) その他、この列には折掛旗を左右に二本宛配備している。続く弓隊の右備は二五張、弓頭・寺沢主馬、高屋半之丞、左備は二五張、弓頭・四宮與兵衛、牛田次郎太夫、片山半兵衛と記され、左右に折掛旗を二本宛を配置している。その後の長柄隊は旗八本、長柄九〇本、歩一八

人、騎馬四人裁判と記されている。土組の右備は、「組之士拾七騎 益田内膳」と記載され（市原官兵衛外一四名の組士と「馬上老騎（益田内膳家来）」が任に就いている。なお「此内五人先鉄砲へ加ル（下侍共）」と記され、五名が先鉄砲に加わっている。左備は、「組士拾四騎 稲田四郎左衛門」（速見権三郎外一二名の組士と「馬乗老人（稲田四郎左衛門家来）」）と記され、さらにこの内二人が「先鉄砲」に加わっている。

そしてこの左右士組隊の間に「此備左右共壹行稲田修理家来士拾騎」と記され、稲田修理配下の十騎を中央に置くことと定めている。これらのことから島原陣御備においては益田内膳と稲田修理・四郎左衛門の存在が大きかったことが窺える。また御床机（役・西尾左京）を取り囲むように十文字鎧、大身鎧、長刀、金糸つる、金はれん、母衣、赤羽織、白切記の集団が配置され、御床机を守る「備」が出来ている。これらこの帳には島原陣の「備」に関する様々な情報が記されており、詳しい内容を知ることができる。なお、「御備図」、「島原陣御備」に示された戦の中心となる騎馬・鉄砲・弓・長柄・旗の総計は、史料四である³⁶。

また「島原御本陣人数書」にはこの陣立てに記された者以外に、御傍衆一二名、先手之横目六名、さらにその外、随行した役職として鍛冶大工奉行・木本甚兵衛 外五名、金銀奉行・新居小右衛門 外一名、餘慶之武具 研師 銀師 塗師 細工人の奉行として四宮熊右衛門、外一名、人足奉行・安藤理左衛門、普請道具奉行・郡伊兵衛の名がみえる。従ってこの島原の備えは直接、戦に従事する者以外にそれをサポートす

【史料四】 騎馬・鉄砲・弓・長柄・旗の総計

騎馬合	二百騎
鉄砲合	五百七拾五挺
内	參百四拾挺預り
内	貳百參拾五挺ハ役前
弓合	百貳拾貳張
内	百張ハ預り
内	貳拾貳張ハ役前
長柄合	百九拾七本
内	壹百本ハ預り
内	九拾七本ハ役前
旗合	四拾七本
内	貳拾本ハ預り
内	貳拾七本ハ役前

る役人・下侍・職人達、さらに徴発された百姓らは記されておらず、「島原陣御備」からは「備」の全貌はわからない。

(2) 「島原陣御備」に示されたもう一つの「備」

先に見た「島原陣御備」は、藩の陣立てに従い配置したものであるが、「島原陣御備」にはもう一つ家老を核とする徳島藩の「備」も記されている。藩の「備」は左右にわかれ編成するが、左備は賀嶋主水、中村若狭、山田豊前の組をもって編成され、右備は稲田九郎兵衛、池田山城守、長谷川越前の組をもって編成している。このうち左右備の筆頭である賀嶋組と稲田組のうち、左備を勤める賀嶋組は、家老のもとに中老、物頭、藩士が集まり組を編成している。具体的には家老賀嶋主水（一八二人半役）二〇騎・役前之鉄砲四二挺・預置鉄砲之者四〇挺、賀島次太夫（一四人役）一騎・役前之鉄砲三挺、中老・生駒左馬助（八九人半役）一六騎・役前之鉄砲一三挺、西尾理右衛門（一一六人役）一九騎・役前之鉄砲二三挺と続き、その後、鉄砲頭として塩川内蔵丞（一三人半役）・役前之鉄砲三挺・取次二十人、津田新五左衛門（十人役）・役前之鉄砲三挺・取次二十人、山田角右衛門（十人役）一騎・役前之鉄砲三挺・取次二十人、山内左近右衛門（十人役）一騎・役前之鉄砲一挺・取次二十人、さら鉄砲一挺・取次二十人、さらに旗奉行・上田宅右衛門・取次二十人となっている。その外、使番・津田仁衛門、伊吹五郎右衛門、石火矢・津坂平

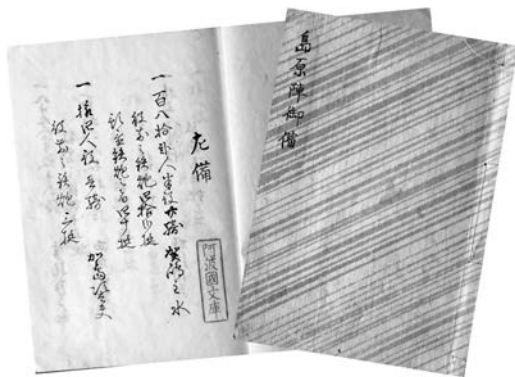


写真2 島原陣御備 (徳島県立文書館所蔵)

右衛門、木村忠大夫、横目・堤部右衛門と記され、賀島組として騎馬合六三騎、鉄炮合一〇〇挺、役前之鉄炮合九一挺、役人合四三七人半、鎧合一三〇本、旗合一五本、弓合一四張となつてゐる。同じく左備を勤める家老中村若狭組、山田豊前組も同様に記載され「備」を編成している。その結果、左備三組の総数は騎馬合一四九騎合（直九三騎、下侍五六騎）、鉄炮合三二〇挺、役前之鉄炮合二四〇挺、役人合一五〇〇人半、鎧合（持鎧共）三四八本、旗合四九本、弓合三六張となつてゐる。なおその外、普請奉行・安富平兵衛外三名及び医師（姓名なし）が記されている。（各組の役職合計と総数とは若干合わない。今後の課題である。）

一方、右備は家老の稲田九郎兵衛、池田山城、長谷川越前により編成している。稲田組は稲田九郎兵衛（七八人役）八騎・役前之鉄炮一五挺・預置鉄炮四〇挺、稲田修理（五二人役）一〇騎・役前之鉄炮二〇挺（但し半役前）、修理二男・稲田彦兵衛（七二人半役）役前之鉄炮十一挺（組共）、中老・林帯刀（百十八人半役）一八騎・役前之鉄炮二一挺（組共）、南部角兵衛（一六八人半役）二騎・役前之鉄炮六挺となつてゐる。さらに鉄砲頭（物頭）は中尾左膳（一七人半役）騎馬二騎・役前之鉄炮五挺・取次二〇人、井村徳左衛門（七人役）一騎・役前之鉄炮二挺・取次二〇人、市原長左衛門（六人役）一騎・役前之鉄炮一挺・取次二〇人と続き、その後に、旗奉行・長谷川弥右衛門、使番・渡瀬勝右衛門、保田九郎右衛門、石火矢・近藤儀右衛門、種嶋・島田藤左衛門、横目・山川次郎右衛門が任命されている。稲田組の総数は騎馬合五五騎、鉄炮合一〇〇挺、役前之鉄炮合八六挺、鎧合（持鎧共）一三二本、旗合一四本、弓合一七張、役人合四〇七人半と定められている。同じく左備を勤める池田山城組、長谷川越前組も同様の武器を調べ「備」を編成している。さらに普請奉行（稲田九郎兵衛、池田山城小屋場担当）・関九郎右衛門、同友之助、立木四郎兵衛、同傳之助・各一騎、医者一名（姓名なし）も加えている。三組を合わせた右備の総数は騎馬合一四三騎合（直一〇一騎、下侍四二騎）、鉄炮合三

三〇挺、役前之鉄炮合二五一挺、鎧合（持鎧長柄共）三五九本、旗合三九本、弓合三七張、役人合一一五人（役）となつてゐる。ここに家老を中心に編成した右備・左備により、徳島藩の軍事体制は形成されてゐる。

四 島原御陣御旗本座備略図と 島原陣御旗本備図之添帳について

少し時代は下るが、『蜂須賀家文書』の中に寛政二年（一七九〇）七月、長谷川近江がまとめた表題「御坐備愚行 共五冊」と記された島原陣の「備」に関する史料（袋）がある。また袋の端には「此御帳ニ添候御図ハ御軍帳黒大箱ニ入居候事」との記載があり、「御図」は別けて保存すると記している。³⁹ その中の一冊「島原陣御旗本備図之添帳 全」（十五番・金はれんの中程から、二十三番・惣馬験まで欠損）と、記載内容がほぼ同一の「島原陣御旗本備図之添帳」が「阿波国徴古雑抄」にある。こちらは欠損なくすべて整つてゐるため徴古雑抄所収の「島原陣御旗本備図之添帳」を基本とし「島原陣御旗本座備略図」と照らし合わせながら島原御陣の「備」及び「備図」について検討してみたい。

長谷川近江は「島原陣御旗本備図之添帳」の中で、「諸士身上之高下、高之多少ニ而御役も違、自分召連候人数も相違之事故、大略も難相極御座候」「小荷駄人夫等も諸士之人数大略相分り不申候而ハ員数難相立候」などと諸士は身分の上下、高の大小などにより、役も違ひ、召し連れる人足数も異なるため、正しく諸士が把握できなければ正確な人数は掌握できないとしてゐる。そして当初、諸士については「帳面絵図等、内々ニ而」仕立ていたため手間取つたこと、正確を期するため「御普請奉行手許之役割」を確認し、御蔵所にて「諸士無格之惣人数帳」と「目付手許御役人帳」との照合をしたため思うように進まなかつたこと、また備図は本来は「御軍帳之内之御備組」より組立て

るべきであるが少々間違ひもあり、成立も不確実であるため、「島原之節」と題が付けられた、「御軍帳」と同様と思える賀島長門所持の帳（島原御陣御備立帳）を元帳に作成したことなど苦勞を記している。但し、作成された図は「逆も大意」とも述べている。

さて、近江の努力により作成された「島原御陣御旗本座備略図」の説明書と思われる「島原陣御旗本備図之添帳」には、先手鉄砲から総馬駿（印）まで、個々の隊に一番から二十三番まで番号を付け、その隊の特徴と私的な意見を添えている。ここに示された各隊と注目される事柄について紹介したい。（図一「島原御陣御旗本座備略図」参照）

- 一番 鉄砲 五百拾四挺（鉄砲頭式拾六人、内拾五人ハ居り、鉄砲頭七人ハ組士、四人ハ稲田修理預り並自分役前鉄砲之頭として下侍分出ル）
- 二番 弓 五拾張（弓頭五人、小頭五人、足輕式拾人に小頭一人と見申候）
- 三番 御旗 八本、騎馬四人、長柄九拾本、歩指拾八人
- 四番 侍組 （式組二而廿式騎、外二下侍式騎）
- 五番 稲田修理 （此備ハ九郎兵衛家法も可有御座事）
- 六番 筒持 六拾挺（只今二而ハ五拾式人二而御座候事）
- 七番 持弓 五拾張り（只今二而ハ六拾人御座候事）
- 八番 御旗 式拾本
- 九番 大御馬駿 （右式株御旗之者持之）
- 十番 長柄百本 （定普請之者持之）
- 拾壹番 歩指三拾式人（名面ハ廿六人出あり）
- 拾貳番 徒士三拾人（此歩行之株不相見候へ共、多少ニ不限、是非々々此所ニ無之てハ不相成候ニ付相記申候）
- 拾三番 小御馬駿 （錫杖御鎗也）
- 拾四番 長刀二振、十文字鎗式本、大身鎗式本
- 拾五番 金はれん、金ゑつる （金はれん十人は御目付、金ゑつる十人は御奏

者御使番）

- 拾六番 左右母衣六人御使番
御大将 御床机・御采幣 御馬ハ御後へ被指置

（谷求馬分西尾齋迄拾人御近習其外家筋之者、又ハ軍法巧者之類也、銀腰繼羽織着用）

- 拾七番 赤羽織三十人（此朱印御床机近を一として其外トエ、二、三、四と書す）

- 一 御左右奥御小姓、御兎小姓三拾人、騎馬、無騎馬、無足、小姓打込と相見申候

- 二 右外ト御左右御後迄、御徒士有之箬二候へ共、侍外之事故名前無之

- 拾八番 白切裂六十騎
三 御左右分御後迄白切裂六十人、知行取、無足、小性交ル

- 拾九番 山分鉄炮（惣而百挺此所六拾挺）
四 此山分鉄炮六拾挺物頭兩人指係り、組士之内分被仰付

- 式拾番 桶其外要用之御品（御褒美長持等此所へ御持セ青二而書記候）

- 廿一番 小荷駄（小荷駄之義ハ不輕物ニ御座候へハ受持大身分相勸候箬二候へ共御帳ニハ見不申候）

- 廿二番 鉄炮八十挺 山分鉄炮四拾挺（鉄砲頭四人、小頭四人、玉薬人足等、御先鉄炮之内分四頭宛、日々代々相勸候也）

- 廿三番 惣馬駿（印） 鳥毛三団子（合戦之節物頭已上或ハ母衣之者等ハ馬引付、其餘鎗突候当りの侍ハ、馬を此所へ相集、混乱無之様ニ立並置申候）

以上二十三の隊により島原陣の「備」は成立している。この内、戦のなかで先陣をなす鉄炮隊は、鉄砲頭二六人の内一五人は居り、七人は組士、四人は稲田修理預りの下侍より出る。頭二六人

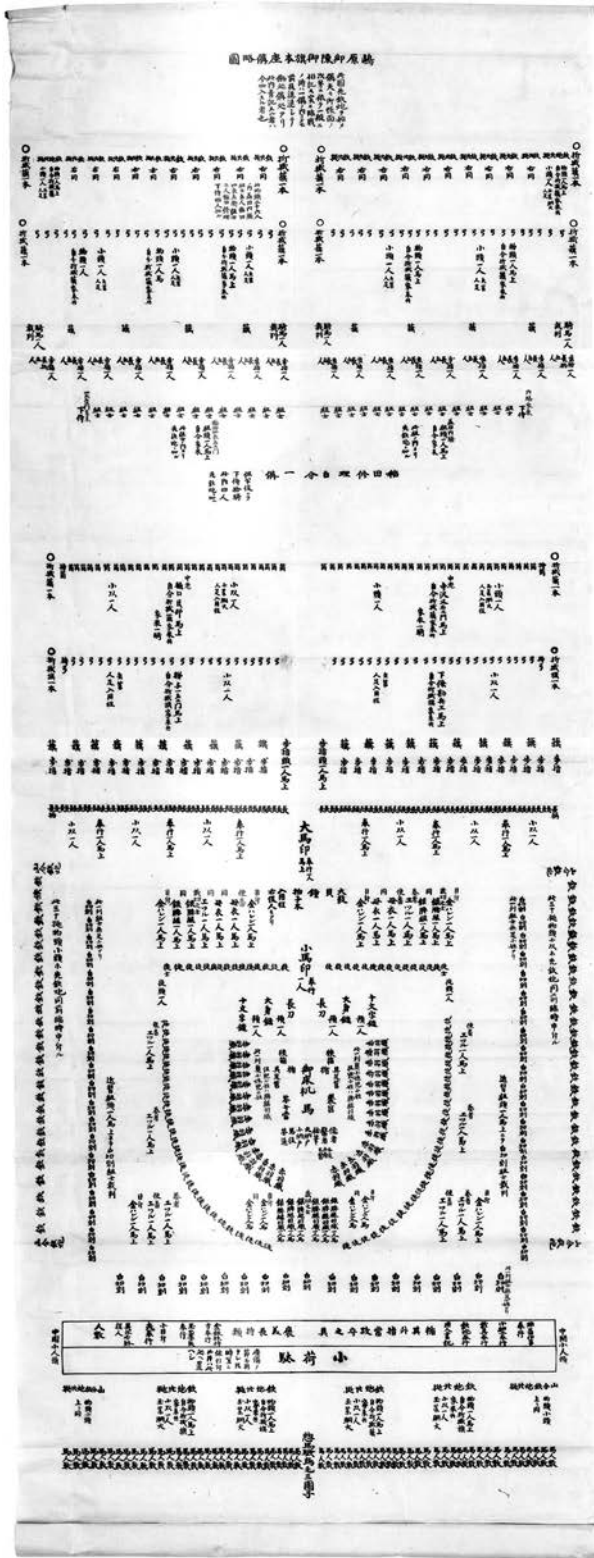


図1 「島原御陣御旗本座備略図」

の内四人は日替わりで「御跡」へ付くとされ、御先鉄砲は四三四挺と記されている。小頭は足軽二〇人に一人宛、鉄砲五、六挺、一〇挺につき玉薬箱一荷、一、一、二挺、二〇挺までは二荷とし、以後この割合とされた。また「桐ノ火并水入筒」を持たせるため足軽五人に一人宛宛付ける。鉄砲五挺の内一挺は種ヶ島、異風物にて拾匁筒入る。鉄砲は敵合六〇間位より二七挺宛代わる代わる撃つと、隊の人数から装備の基準に至るまで細かく記している。

続く弓隊も戦の主力であり重要な役割を担っている。弓は五〇張とされ先の基準に従って弓頭五人、小頭五人、小頭一人に足軽二〇人とされ、一人二〇本宛射るとして矢数は数千になるとされる。弓五張りにつき矢箱一荷と定め、合戦時には籠鞆を付ける。また足軽一〇人に

人足一人を付け、手伝いをさせるとしている。ただし、近江は鉄砲と弓の比率は五対一であるがこれでは「弓少なく御座候」と意見を述べている。

また、五番隊である稲田修理も注目される存在である。稲田家は藩内第一の知行高を誇り、代々家老職を勤め、淡路支配を委ねられた存在であり、「備」の重席である右備を賀島家と共に勤める重要な家柄であった。この「島原陣御備」においても修理をはじめ長男稲田九郎兵衛、次男彦兵衛も加わり大きな力となっている。とりわけ修理については、「島原の時従 公儀人数御定あるに付、稲田修理御前備にて御先手をも兼帯して相勤む」と記され、御前備と先手を掛け持ち、侍大将とし中央に位置し、士組を率いる重要な役割を担っている。また

この「島原陣御備」中には、「此備ハ九郎兵衛家法も可有御座事」と記されており稲田家は戦時下において重要な役割を担っていた様にも思える。ただし、寛文の御帳では「御家老ハ御先手」を命じられ、ここへは「中老数人相備候而、御指入ニ相成」と変更されている。

御大将（御床机・御采幣）を中心に、その後左右を取り囲む「備」は、隊により色が統一され、色彩豊かな陣立であった。帳には御大将の周囲を「御馬ハ御後へ被指置――中略――鉄革等張候丈夫なる大楯を突立、楯持之力量之者」や「御具足箱、御挟箱、御裘箱、御茶、弁当の類、要用の御道具持人力量之者」「一廉之御防可仕者」を小奉行無格の類の内から選び帯刀の上、付添わせている。さらにその周囲を、拾七番の赤羽織（御左右奥御小姓、御見小姓、御徒士が選ばれ鮮やかな猩々緋羽織などを着用）、拾八番・白切裂（割）六十騎、拾九番・山分鉄炮（百挺この所六十挺）を取り囲むよう配置するなど幾重にも折り重なる陣立てをとっている。ここに御大将を核として、力強さと華麗さを合わせ持つ「備」ができていたと思われる。

以上、「島原御陣御旗本座備略図」の解説書・取扱説明書とでも言うべき「島原陣御旗本備図之添帳」からは、長谷川近江の島原陣の時の「備」を正確に残そうとする姿勢が強く感じられる。正確な「備」の人数の把握がなければ「実ニ御役ニハ相立不申候」との指摘や、また「一曲之なりにも組立置候ハ、又五十年哉七十年之内、すり^マと申節之少之御助ニも罷成哉」との先を見越しての指摘は、家老として発言以上に、藩政に掛ける近江の強い決意を示している様に思える。だからこそ賀島の帳には歩行之株は記載されていないが、「多少ニ不限是非是非此所ニ無之てハ不相成候ニ付相記申候」とよりよい「備」を求め、書き加えたと思われる。そして最後に解らないところがあれば、「御尋被遊被下度奉存候」と述べこの帳を閉じている。後に十三代藩主斉裕が、家老に近江が作成した島原の乱に関する史料の整理・提出を命じたのは、近江の指摘に何か感ずるものがあつたためと思われる^④。

いずれにせよ、この「島原御陣御旗本座備略図」は島原の陣の「備」を正確に、且つ美しく表現しているといえる。

おわりに

公儀のキリシタン禁制政策により、キリシタンは許されない宗教として弾圧され島原の乱以前から「追放」・「所預け」・「籠舎」などの厳しい処罰を受けている。

一方、この禁制政策が展開される寛永期は、諸大名にとっては公儀の要請や藩内の諸政策に対応しなければならず、領民に負担を求め苛政をしなければ成らない時期であった。この領民に負担が重く申し掛かる厳しい状況の中、寛永十四年に起こった島原の乱は、幕藩体制確立過程の中で、何れの国でも起こりうる出来事であった。特に信仰と結びついた民衆の動きは一段と危険性をはらんでいたと言えよう。公儀が島原の乱鎮圧後、矢継ぎ早にキリシタン厳禁を命じたのは、幕藩体制と相容れないキリシタン取締の徹底を図ると同時に、一揆を押さえ込む民衆支配政策とも深く関連していたと思われる。

徳島藩の場合、島原の乱後、公儀の御触れに対応する禁令は直ぐに発布されておらず、若干の時間的遅れをもって出されている。ただし禁令が出ていなくても、県下の（転び）キリシタンたちは訴えられ、処罰を受けていることから、島原の乱とは関係なくキリシタン厳禁の方針は貫徹していたといえる。

そして、藩の島原の乱の対応からは公儀と藩、藩主と家臣など、さまざま関係が窺える。従来、島原の乱については「阿淡年表秘録」に示された、上使島原下向時の船役などの要請に対し山城守の「如何様之義も難斗存船指留置候」との臨機応変なる才覚により大役を果たさ、そのため山城守は老中からお褒めを戴いたとして、彼の活躍が大さかったとされている。しかし今回、博物館から新しく紹介された忠英の書状からは船の手配から人員の選定、上使派遣の対応に至るまで、

藩主が山城守に指示をだし、その趣旨に添って人員・舟を整え対応していたことが窺える。たとえば藩主の「一上使衆彼地ニ御深入も候ハ、各被罷上まで、彼表ニ舟相待止可申、自然達而御断ニ候ハ、如何躰ニも御指図次第二可仕候」との指示は、山城守の後ろ盾となり、彼の執った行動は、藩主の指示をうけての対応であったことを窺わせる。また、大坂西町奉行曾我又左に大坂への船派遣を書状にて伝え、さらに船派遣要請があれば送ることを、山城守に「内々其旨申遣候」とする行為は、問題の重要性を見極め機敏に対応する藩主の政治的手腕がよく現れていると思われる。

なお島原へ派遣する人数は「島原御本陣人数書」によると二五四人とされるが、長谷川近江が指摘したようにここには下侍、足軽、動員され人足等は含まれていないため、その数を加えると相当数の人数になるとと思われる。さらに近江は、島原の陣を正確に知る重要性を指摘するが、この事は以後の藩政にも少なからず影響を与えたと思われる。

それを証明するかのごとく、長谷川近江が著した帳面・備図に付いて藩主斉裕は、家老賀島出雲と蜂須賀信濃に対し調査を命じている。そして、その命に従い集めた近江の史料を土蔵に保管している旨を記した家老からの書状（天保八年（一八三七）十二月四日付け）が残されている。その集められた史料の一つ「島原陣御旗本備図之添帳」の末尾には解らないところがあれば、「御尋被遊被下度奉存候」と記されているが、これに呼応するかのごとく、作成から一ヶ月後の寛政二年八月に表題「先達而御備図等指上候ニ付猶又御尋之儀有之御請之控」と記された藩主の質問と、それに対する回答を添えた文書が残されている。さらにこれを入れた袋には、「随分用立候品ニ候」と記され、彼の指摘は一定の評価がなされていたことが窺える。

ではなぜ島原の乱からおよそ二百年も経った時に斉裕は近江が作成した島原の乱関係資料の提出を命じたのであろうか。この提出を命じられた頃は日本近海へ諸外国船の接近が著しく増加し、国際情勢が大

きく変わる時期であった。特にこの年（天保八）六月はモリソン号事件が勃発し、公儀の対外政策に批判が起り、国内外の緊張が一段と高まった時期であった。この緊迫状況の中、斉裕は島原の乱時の「備」を、新しく起るであろう諸外国との対応の参考にしようとして調査・提出を命じたのではないかと思われる。まさに近江の「島原陣御旗本備図之添帳」の最後に述べた「一曲之なりにも組立置候ハ、又五十年哉七十年之内、すりと申節之少之御助ニも可罷成哉」との考えが現実味を帯びてきたといえよう。

以上、小稿は、島原の乱鎮圧に加勢しなかった徳島藩の対応を公儀との関係に注目しながら考察し、乱が藩にもたらした意義を明らかにしようと試みたが、島原御陣の「備」に多くを費やし有効に結びつけることができなかつた。「備」は多岐にわたり、解明困難な項目であるにもかかわらず、小稿の一つとして括り付け考察せんとした所に大きな課題を残してしまった。今後これら個々の問題をより深め、関係を明らかにし島原の乱の持つ意義を徳島のキリシタン史・藩政史のなかで明らかにしていきたい。

〔注〕

- (1) 『阿淡年表秘録』 九八―一〇一頁
- (2) 『島原の乱と徳島藩』 徳島県第三巻 二四八―二四九頁
- (3) 『徳島藩の軍事力』 『徳島市史』 第六巻 五八―六二頁
- (4) 「藩主忠英から家老池田山城守への書状」〔徳島県立博物館所蔵〕
- (5) その後、島原へは多くの地域から移住者があつたとされる。南島原市教育委員会によると徳島から先祖が移住して来た伝承がある七条家の寄贈文書「南蛮流医薬書」（口之津歴史民俗資料館収蔵）は、「阿波郡新開見付帳」（現阿波市）の慶長の検地帳を裏返して再利用している事が分かり、徳島からも移住があつたと思われると紹介している。

- (6) 長谷川近江（貞幹） 高五千石 家老職 御仕置御用 明和三年四月相統、寛政三年五月没（『藩士譜 下』宮本武史編）なお、『阿淡藩翰譜』六（中山義純輔・牛田義文釈注）によると、近江は天明飢饉時の厳しい財

政状況のなか藩政改革に従事するが、批判を受け「天明九年九月一五日御用、勤め方宜しからず、職禄召し放され蟄居仰せ付けらる」と失脚しつゝる。

- (7) 『蜂須賀家文書』 27A-772-1~5
- (8) 『島原陣御備』(徳島県立文書館)所蔵 岩村家文書 Y7A000009
- (9) 『御触書寛保集成』 一二二五
- (10) 同 前 一二二六
- (11) 同 前 一二二七
- (12) 同 前 一二二八
- (13) 同 前 一二二九・一二三〇
- (14) 拙稿「徳島藩のキリシタン禁教政策と藩政確立」(四国におけるキリシタン禁教政策の展開)平成十三年六月刊)
- (15) 『平島家家臣荒井家文書 一 吉利支丹祐賀一卷一』(徳島の古文書を説む会六班 徳島県立文書館 平成十九年四月刊)
- (16) 『那東郡和田島村吉利支丹御改仕上ル御帳』(小松島市史) 上巻 昭和四十九年三月刊) 一九四~一九八頁
- (17) 『阿淡年表秘録』 一〇六頁
- (18) 同 前 一〇頁
- (19) 『御法度写』『蜂須賀家文書』 27A-234 (国文学研究資料館)
- (20) 『御家老之面々々町奉行江被相渡候御書附写』『蜂須賀家文書』 27A-312-1
- (21) 『綱矩様御代寛永ヨリ貞享迄 郡方記録五冊』『蜂須賀家文書』 27A-287-1
- (22) 『忠英・光隆直仕置御判物』『蜂須賀家文書』 25A-174-3
- (23) 『蜂須賀家文書』 27A-772-1 「先手左右島原御陣御備組定帳 乾」(国文学研究資料館)
- (24) 『阿淡年表秘録』 九八~一〇二頁
- (25) 『蜂須賀家家臣成立書并系図共』(徳島大学附属図書館)によると前田助左衛門の父・勘右衛門は、天正十五年、十五歳の時、尾張より参り瑞雲院に奉公し、高四百石を拝領している。父勘右衛門の隠居後、家督を継いだ助左衛門は「御使番役」となり、肥後嶋原一揆の節は「御附使者」として活躍し、帰国後は御鉄砲老組を預かり、高百石加増と記されている。
- (26) 『府内目付林勝正・牧野成純より大阪へ乱の第一報が届く』(『新修 大阪市史 史料編』第六卷 近世1 政治1 平成十九年十二月)

(26) 「大坂城代などが、京都所司代板倉重宗と共に府内目付・九州諸大名に乱の鎮圧を命じる。」(『新修 大阪市史 史料編』第六卷 近世1 政治1 平成十九年十二月)

二代藩主忠英から家老池田山城への書状

尚々右之外大坂分船指上せ候へと申越候ハ、追々可被指上せ候、曾我又左方へ態飛脚指下候、昨日も内々其旨申遣候、以上申遣候、前田助左衛門義京都より小袖道眼下り次第二一刻もはやく出船尤候一昨日も如申遣あま草きりしたんあつまり罷居候由追々注進有之付而、寺澤兵庫領内故早々被遣候、其外彼地隣国之衆、宗門改又ハ在所仕置のため御暇被遣被罷上候、自然追々上使衆被遣義も可有之候之間、大坂まで船ヲ指上せ可申、弥最前之通二国元ニも舟用意仕置、尤舟数之注文別紙ニ遣候、庄野弥兵衛参候様ニと最前申遣候、自然かしら衆多被参義も可有候而、高木善二郎申付可被指上候、併

善二郎申付可被指上候、併北泊りあけて罷越義如何と被存候ハ、善二郎替を忝人たれよりも被申付、北泊へ遣可被申候

一 船中萬遣道具品々可被申付候

一 上使衆彼地ニ御深入も候ハ、各被罷上まで、彼表二舟相待止可申、自然達而御断二候ハ、如何躰ニも御指図次第二可仕候

一 船指上せ置候由、大坂曾我又左まで、此度書状遣候而可得其意候、追々舟御用之由候ハ、一左右可申遣候条無油断可被申付候謹言

(寛永十四年) 十一月十五日 花押 池田山城殿

(28) 「覚」(在所仕置き・長詰めにより暇が認められた藩主)(徳島県立博物館所蔵)には鍋島甲斐外二三名にキリシタン仕置のため、暇が許されている。

鍋島甲斐殿	小笠原右近殿
同 紀伊守殿	同 信濃殿
細川肥後殿	同 沓岐殿
寺澤兵庫殿	松平丹後殿
立花飛騨殿	松平丹波殿
五嶋淡路殿	本多甲斐殿
木下右衛門殿	同 能登殿
稲葉民部殿	同 内記殿
中川内膳殿	此御衆爰元久く御詰候故
相良沓岐殿	御暇被遣候以上
伊藤大和殿	
松浦肥前殿	
久留嶋丹波殿	
秋月長門殿	
黒田甲斐殿	
同 市正殿	
此御衆今度さりしたんの義二	
付隣国故在所仕置のため	
御暇被遣候以上	

(29) 「船之注文書」(藩主から池田山城守への注文書)(徳島県立博物館所蔵)
 (30) 尚、高木善二郎が担当した住吉丸は、『阿波蜂須賀藩之水軍』(団武雄著)には「拾式端帆六拾挺立、此御船、以前国吉丸と号、後解船相成申候」と記されている。
 (31) 「上使など渡海につき四国諸大名などおよび大阪の船を派遣する。」(『新修 大阪市史 史料編』 第六卷 近世1政治1 平成十九年十二月) 大阪城代・阿部備中守から土井大炊守など老中に知らされた、大阪に集められた船の内、御使衆や御暇のために残された船数が下表である。

最前残置候船之内、追々 之衆へ渡シ候船数之覚	寛永十五年正月 上使衆并今度御暇
一 関銭式艘四拾四丁立	紀伊国御船
四拾式丁立	
一 同三艘卅八丁立 廿八丁立迄	松平新太郎船
一 同式拾壹艘六十六丁立	松平阿波守船
三十四丁立まで	
一 同拾五艘	松平土佐守船
五十四丁立	
三十一丁立まで	
一 関船三艘六十丁立	松平安芸守船
十六丁立まで	
一 同三艘五十丁立	生駒沓岐守船
四十四丁立迄	
一 同三艘三十三丁立	池田出雲守船
廿丁立まで	
一 同式艘四十丁立	加藤出羽守船
四十丁立	
合五拾式艘、	但三十三丁立
廿丁立まで	
一 右之船、最前伊豆守・左門渡海之時参候船之内留置、 追々御使之衆并今度御暇之大名衆へ相渡、無滞出船被 仕候事	「島原日記」六 東京大学総合図書館
後略	

(32) (注27)・(注29)・【史料三】参照
 (33) 「備之部」(『蜂須賀家文書』27A-00774-1~4 国文学史料館)
 (34) 徳島県立文書館所蔵の「島原陣御備」(ナ7A02696000)には「阿波国文庫」の印がある。また「御旗本島原御陣備帳 坤」(『蜂須賀家文書』27A-772-2 国文学史料館所蔵)の記載内容とも一致する。但し「御旗本島原御陣備帳 坤」には小馬印以降の記載は無い。

(35) 「将卒役令」(『阿波藩民政資料』)には御床机代は「御近習のうちより武功のある人を御撰にて被 仰付至て重き役なり」と記されており、代々中老より選ぶとされ忠英の時は西尾左京が勤めるとされている。また「阿淡年表秘録」には西尾左京は「二月二七日 高五百石増賜、御筒持老組御預御出陣二付御床机代被仰付黒塗小札紺糸緘御具足唐冠御冑被下」と記されている。

(36) 但し「島原陣御備」には長柄と旗の記載は無^き。

(37) 「島原御本陣人数書」(『蜂須賀家文書』27A-750-3 国文学史料館)

(38) この袋の中には「蜂須賀家文書」27A-772-1「先手左右嶋原御陣御備組定帳 乾」27A-772-2「御旗本嶋原御陣御備帳 坤」27A-772-3「島原陣御旗本構図之添帳 全」27A-772-4「旗本騎馬武道具之帳」と「此内折本一ツ相見不申尚得と調候筈也」と記された一冊が入っていたと思われる。

(39) この「御帳ニ添候御図ハ御軍帳黒大箱ニ入居候事」と記されている図が「島原御陣御旗本座備略図」と考えられる。

(40) 「将卒役令」『阿波藩民政史料』三三〇頁

(41) 「家老賀島出雲、蜂須賀信濃から藩主斉裕への書状」『蜂須賀家文書』27A-772-5

包紙

上
賀島出雲
蜂須賀信濃

前略 先頃津田監物其御地々

罷歸之節被下置候

御書付頂戴仕謹而奉拜上仕候

御軍帳之内長谷川近江指上御坐備

之帳此度佐野武兵衛御便ニ奉指上候

様被 仰出候御儀奉畏候取調

仕候處、当

御乗船御前一二三印付之

三封二而御下ケ被遊来年

御帰国被遊候上不残奉指上候様私共

一応相調べ夫々拝見も仕三封二対シ

分け封印仕御土蔵江指入置候

様被 仰出御座候、一印之方二右

御坐備并相添御坐候申上書二通共

入居申候義ニ御座候、且右帳五冊之内

一冊相見不申候處追而見当り右不足

之一冊二相当り可申哉と奉存奉入

御覽候、島原御陣御旗本備

図是者前段三印之方ニ入居申候

二付右夫々相都奉指上候、尤昨冬

御下ケ被遊候御箱入之外二者

御直御封之御品者相見不申義ニ

御座候——後略——

右之段御請旁奉申上度

乍恐奉言上仕候以上

(天保八年) 十二月四日

(42) 「先達而御備図等指上候二付猶又御尋之儀有之御請之控」『蜂須賀家文書』27A-776-1